

「山形県県土整備部週休2日確保工事实施要領」の改定の概要 (R7.10.1)

■ 改定概要は次のとおり

- (1) 対象期間内の全ての週で週休2日に取り組む「完全週休2日（土日）」、「完全週休2日（交替制）」を新設する。
 - ・現場閉所に取り組む「完全週休2日（土日）」では、土日の現場閉所を原則とし、祝日の現場閉所は求めない。
- (2) 緊急を要する工事以外の全ての工事を通期の4週8休以上は必須とし、受注者希望型を廃止する。
- (3) 当初は月単位の週休2日の補正を行い発注する。
 - 月単位の週休2日を実施できなかった場合、補正を減じ清算する。
 - 受注者の希望により「完全週休2日（土日）」「完全週休2日（交替制）」を実施した場合、「完全週休2日（土日）」「完全週休2日（交替制）」の加算補正を行い、清算する。
- (4) 「完全週休2日（土日）」「完全週休2日（交替制）」を実施した場合の成績評価は、月単位の週休2日を実施した場合と同様に設定（通期の週休2日より高く評価）
- (5) 「週休2日確保工事实施証明書」は、月単位の週休2日及び「完全週休2日（土日）」、「完全週休2日（交替制）」を達成した場合に発行するものとする。

■ 適用

令和7年10月1日以降に発注手続きを開始（施行伺）する設計書から適用